

ハリントンの共和主義思想

岡 村 東洋光

I はじめに

ジェームズ・ハリントン (James Harrington) は、政治思想家として多様な評価を受けてきた一人である。代表作『オシアナ共和国』¹ が出版された当初は、予言者と見なされ大きな名声を得た。しかし、フランス革命とイギリスの産業発展の結果、彼の農業デモクラシーというユートピアは次第に薄れゆく妄想となり、予言者から変り者という地位へ落された。² だが、その後再び肯定的評価へとバランスを取り戻しつつあり、今日でもポーコックやマクファーソンらに代表される多様な評価が見られる。

このような多様な評価が生まれてくる背景には、彼のユニークな行動歴がある。ハリントンはヨーロッパ大陸を放浪した後、イングランドに帰国した（1637年頃）が、内乱の時代にはどちらの陣営にも加わらず、カントリ・ジェントルマンとして過した。やがて47年頃から国王の処刑に至る前まで約20ヶ月、議会との軋轢で窮地に陥った国王の側において話し相手になったり、議会側との和解工作を試みた。³ また、チャールズ I 世が処刑された時には、彼自身大きなショックを覚えたとされている。⁴ このような国王への親和的「行動」にも拘らず、後年王政復古の直前においてハリントンは、国王が還ってきても 7 年も経てばその限界が明らかになり、再び共和制に立ち返ると予測していた。⁵

確かに、放浪時代にはヴェネチアの共和制にひかれたという素地の上に、

彼が親しくしていたのは当然チャールズⅠ世の処刑(1649年)までの時期であったのに対し、彼の全ての主要著作が書かれたのは、1656年9月（ないし11月）から60年3月の間に限られているので、これを思想の変化と考えれば、チャールズⅠ世への親和的行動との整合性に関しては差し当たりはつじつまが合う。⁶

だが、この解釈はクロムウエルの統治に対する批判として書かれた『オシアナ共和国』の執筆動機との繋りで見ると、曖昧さを残す。つまり、その執筆動機が、J.G.A.ポーコックの言うように、「軍隊と国民、護民官と軍隊の関係における危機」⁷の現われであり、すでに王政が崩壊した後、プロテクトレートの統治が展開されている事態の渦中において、プロテクトレートによる議会の無視、ひいてはこれを支える民衆・軍隊の無視、⁸に対する批判にあり、「自由で平等な人々により選ばれた議会の継続的な開催」を実行しないプロテクトレートの政策に不満を持った、軍隊の一部の意向を代弁して書いたものであった。⁹とするならば、それは、貴族と結び付いた（また結び付かざるを得ない）「王政から共和制への革命的移行の議論」ではない、ということになる。

この観点に立てば、ハリントンの政治体制論を「力のバランスの原理」を特徴とみなす見解、民衆による共和制の必然性を説いたものとする解釈、さらには「17世紀イギリスの下部構造に相応する上部構造（政治機構）としてはデモクラシー以外にない」と主張した理論として解釈する立場等は、いずれも理論の一般的な性格付けという意味では有効性を持つても、執筆動機との繋りで見た場合には整合性を持たないのである。¹⁰

また、ポーコックによれば、そもそもハリントンの共和主義への傾斜はイデオロギー的な意味よりも、むしろ君主制の崩壊そのものが人々を（従ってハリントン自身をも）共和主義的風潮へと導いた結果なのであり、崩

壞の事実を説明したことに著作の意義がある。¹¹ つまりチャールズⅠ世の統治の失敗が、人々に国王の処刑と共和主義の選択をもたらしたのであり、彼の統治が想定されるべき王政から外れていることが、人々をして別の統治形態のやむを得ずの選択となった。だから人々は、新政府に *de jure* ではなく *de facto* として服従したのだ、となる。¹²

こうしてイングランドの「政治の崩壊が内乱を引き起したのであって、内乱が政治の崩壊を引き起したのではなかった」¹³ と同様、共和主義理論は、国王処刑と一時的な君主制の廃止の結果であり、その原因ではない。それは、君主制不在の段階における、クロムウェルの統治に対する代替案であった。事実、ハリントン自身も、もし立法上の改良がイギリス政治の性格を変えなければ、議会的君主制への逆戻りが不可避であることを主張していたのである。¹⁴

我々は、こうしたポーコックの解釈を念頭に置きながら『オシアナ共和国』を検証して見よう。あらかじめ指摘しておくと、ハリントンは国教徒ではなかったが、またレヴェラーズとも一線を画していた。その根拠は、『オシアナ共和国』では、イングランド教会は国家の教会としてではなく、カトリック、ユダヤ、偶像崇拜者を排除した信者の集りとしてのみ残っていること。¹⁵ また、ピューリタンの場合には例えば「千年王国論」のように、世界は「神」と結び付けられて解釈されるのに比べて、ハリントンは「世俗的な」財産と「自由」とを結び付けており、その違いは明白である。だから、ハリントンの共和主義では、すべての人が対等に扱われるのではなく、世俗的な財産保有者を主体とする政体が語られる。彼は、王政（それは本質的に貴族支配を含むが）の崩壊という現実に立っていたが、その基底には、ジェントリ、ヨーマンを含む庶民の勃興という時代認識がありながら、なお、他方で少数者とはいえ、ジェントルマン（貴族・ジェント

リ層) の固有な機能を見ていた。このイングランドの伝統的な勢力たるジェントルマンの固有な機能、伝統的な支配層の利害への注目こそがハーリントン共和主義思想の一特質ではないか、と思われる。この点は、またイングランドの共和主義思想の特徴でもある。本稿では、この点に注目して『オシアナ共和国』を中心にハーリントンの思想に検討を加えるが、それは近年注目されてきているイングランドの近世－近代におけるジェントルマン支配とハーリントン思想の接点を明確にする試みでもある。¹⁶

注

- (1) ハーリントンの著作は、The Political Works of James Harrington. edi. by P. G. A. Pocock, 1977. を、The Commonwealth of Oceana. について、田中浩の部分訳「ハーリントン オシアナ」(所収『世界大思想全集第2巻』河出書房新社、1962)を使用した。以下、〈Oceana. 田中訳〉と略記するが、一部訳を変えた箇所がある。
- (2) R. H. トーニー「ハーリントンの時代解釈」『ジェントリの勃興』(浜林正夫訳、未来社、1957.) を参照、特に101頁。
- (3) Harrington : The Commonwealth of Oceana and A System of Politics. edi. by P. G. A. Pocock, 1992. p. viii. また、共和主義思想にも拘らず、国王とハーリントンの親和的関係が成立した理由を「もともと政争に狂奔するタイプではない」(今井仙一『政治思想小史』ミネルヴァ書房、1959. 164頁) という後者のパーソナリティに還元すると、社会構成や時代の問題との接点がなくなってしまう。
- (4) Ibid. p. ix. また、原田鋼『西洋政治思想史』(有斐閣、1958.) では、「チャールズ1世の寵愛を得たというその生活環境においては、むしろ貴族主義者であった」(202頁) とされている。
- (5) 浜林正夫『イギリス革命の思想構造』(未来社、1966.) 104頁を参照。この予測は、ヒルが言うように一応当たったと言えよう。「1660年から88年にかけての出来事は、ハーリントンの分析を裏付けているように見えるし、また政治的義務と抵抗を宗教的に説明しようとする理論にとどめの一撃を打ち込んだ。…中略…神は二次的理由、資産の均衡のために行動したのであった。」413頁、C. ヒル『十七世紀イギリスの宗教と政治』(小野功生訳、法政大学出版局、1991.)
- (6) ハーリントンを「王政を否定し、共和主義者になった」(田中浩『国家と個人』岩波書店、1990. 66頁) と言ってしまうと、ハーリントンを含め当時の共和主義者が、必ずしも王政を否定したのではなく、混合政体を望んだという論点が消えてしま

う。同書では、ハリントンを「近代的制度観と人権」の観点で論じているため、「ザ・セネイト」「ザ・ピープル」の権力の分割のみを論じ、その担い手が貴族・ジェントリと庶民という分割の論点、とくに前者の公共精神に期待するという観点が抜け落ちてしまっている。同書、67-9頁

- (7) Oceana. 1997. Historical Introduction. p. 38
- (8) 中村英勝『イギリス議会史 [新版]』(有斐閣, 1977.) 71頁
- (9) Historical Introduction. p. 14. in ; edi. by P. G. A. Pocock, The Political Works of James Harrington. 1977.

1653年4月のランプ議会の解散後は、指名議会が召集（53年7月）されたが、内部対立で解散され、プロテクトレートの体制が成立する。それは「統治章典」（53年12月～59年5月）に基づいて「護国卿と国務院に強大な権限を与え、議会の権限を制限して議会専制を防ぐとともに、議会と国務院によって護国卿の権力の抑制」をはかるものであったが、議会とクロムウェルの衝突を経験した後、後者の軍事独裁体制へ転換していった。ハリントンの批判は、「公平な選挙区制と普通選挙権にもとづく議会主権」の立場をとる人々により、後押しされたものである。中村英勝『イギリス議会史（新版）』(有斐閣, 1977.) 71-73頁を参照。

- (10) G. P. グーチ『イギリス政治思想 I』(堀豊彦訳, 岩波書店, 1952.) では、「彼は、経済的現象が政治的構造及び機能に決定的影響を与えることを認識した最初の近代思想家であった」とし、「政治体制を評価するべき真の原理は力の均衡の原理」にあると指摘した人物としてみなしている。(同書, 83-4頁.)

また、的射場敬一「ハリントンの共和主義思想」(渋谷浩編著『啓蒙政治思想の形成』成文堂, 1984.) では「共和政の「土台」すなわち歴史的客観的条件は、「ジェントリーの勃興」ではなく、ヨーマンリーを中心とする中間層をその内包とする民衆の台頭なのである」(同書128頁)と解釈している。ただし、的射場氏はハリントンが民衆とジェントリを峻別しているものと解釈されているが、ジェントリ自体は称号を持たないという意味では「民衆」であり、大土地所有者という意味では「貴族」と同じであるという二面性を見ていよい。

- (11) Oceana. Historical Introduction. p. 5.
- (12) P. G. A. Pocock, Harrington The Commonwealth of Oceana and A System of Politics. 1992. p. xii.
- (13) Oceana. p. 198, 田中訳. 278頁.
- (14) Pocock, 'Harrington'. 1992. p. xi.
- (15) Ibid. p. viii.
- (16) この点は、ハリントンヒューム関係を整理した大野氏の見解においても、ヒュームはハリントンの「ジェントリを中心とする経済・政治の伝統に立って、新たな市民社会の提起した諸問題を解決しようと意図した」とされている。大野精三郎「補論 十八世紀のハリントン解釈とヒューム」『歴史家ヒュームとその社会哲

学』(岩波書店, 1977.)

なお、イギリス近世・近代におけるジェントルマン支配の意義については、今井宏「ジェントルマンの社会」『イギリス史2 近世』(今井編, 山川出版社, 1990.) 113-124頁を参照せよ。

II ハーリントンの歴史分析

『オシアナ共和国』でハーリントンが採った方法は、ヨーロッパやイングランドの歴史と経験から、るべきコモンウェルスを引き出すというものであった。彼はヨーロッパの歴史を概括し、これを「古代の知恵」と「近代の知恵」を基準にして、三段階に分ける。この考察から彼は、「土地所有の割合、均衡が国家の性質を決定する」¹という命題を導いた。それは、安定した統治は財産（土地所有）関係に照応した統治形態を必要とする。逆に、財産（土地所有）関係に応じた権力関係を欠くと、抗争が発生するという命題を生み出す。

この観点で歴史を総括し、ハーリントンはそれを以下のように集約する。まず、古代ローマの共和制においては、土地均分法によって多数者が土地を均等配分されて保有するとともに、土地を保有する市民は共和国を守る兵士でもあり、土地所有と政治権力は照応していたから、社会は安定しており、肯定的に評価される。ここでは古代の知恵に基づいて統治がなされ、人間の市民社会が共通の権利や利益の基礎の下に構成され、維持される。またそれは、「法の支配する国であって、人の支配する国ではない」²。古代の知恵は、アリストテレスに代表される古代的思想であり、一般的・公共的利益を目指すものである。

この古代の知恵がたどった道はローマの自由で終り、古代ローマの帝政以降から中世にかけては、少数の大土地保有者が出現し支配しはじめると

とともに、抗争が生まれた。過渡期とされるローマの帝政時代では、皇帝の封禄つき兵士と親衛隊の軍事力が支配し、これに対して元老院と民衆の権力が対抗している状態である。そして抗争の増幅とされる封建制においては、国王・貴族・民衆の間での、絶えざる抗争が継起した。この時代は、彼らの親衛隊や傭兵が守る時代で、否定的に評価される。そこでは統治がある一人または少数の人間が都市ないし国家を服従させ、自分たちの私的な利害によって、それを支配する技術となってしまっている。そのような場合には、諸々の法律は一人の人間や少数の門閥に従って作られるから、こうした政治は、人の支配する国である。それは、シーザーの権力的統治＝自由の抹殺に示されるような腐敗をもたらしたのである。その後中世ヨーロッパでは、もっぱら混合王政が支配し、貴族のみが政治参加を許されるような体制が続いている。このように、近代の知恵とは「人の支配する国であって、法の支配する国」³ではなく、支配者の特殊な私的利益を目指すもので、否定的に評価され、ホップズに代表される「近代的」思想とされるのである。

こうして前者は人々の共通の利益に基づいた、法による統治であるのに比べ、後者は一人ないし少数の人間が多数の人々を服従させ、自分達の利益を実現しようとするものである。だから前者は肯定され、後者は否定されるべきものとされる。その場合、なぜ前者が後者に優るのかといえば、人間の理性的判断はおのずと人々の公共的利益を実現する、という思考である。ハリントンは、理性は利害であるという徹底した論理と、人々の共通の権利・利益は個々の部分的な権利・利益に優先するという価値判断により、個人の理性よりも國家の理性、國家の理性よりも人類の理性がより普遍的であると見なす。⁴ しかも、人類の理性は個々人の思惑ではなく、客観的な「法」に基づいて客観的な利益を実現すべく運用されるのである。

この法の支配の原理が、「古代の知恵」であり、人の支配の原理たる「近代の知恵」に対比される。そしてこの古代の知恵こそが、復位されるべき原理なのだと言う。

ところで、この古代の知恵による統治のすばらしさは、古代ローマやギリシャ等の考察から例証されるが、その場合、財産所有はもっぱら土地所有の問題として語られる。彼によるとこれらの国々で統治が安定していたのは、財産所有のバランスが保たれていたからであった。統治の安定の為には「農家を一定水準に維持しておくこと、すなわち適當な豊かさで生活し、絶対に隸属状態に陥らない水準に保ち、且、単なる傭人ではなく所有者自らの手で耕作できる程の土地を保有させておくという方策」⁵が必要である。つまり安定した農業経営が、維持されねばならない。もしこれが実現されるならば、コモンウェルスは強い軍隊と肥沃な土地を手にするであろう。逆にまた、優れた兵士を育てる農民は、優れたコモンウェルスをも育てるのである。「農村の生活様式は、織りこそ粗末だが、…コモンウェルスを作る最良の生地で、…謀反や騒擾には、最も影響を受けにくい」⁶という特長を有する。したがって、ハリントンの考え方からすれば、農業に依拠したコモンウェルス（農業デモクラシー）こそが最も安定した理想的なものである。対照的に、オランダやヴェネチアのように、貨幣（動産）を土台とする商業国家の場合には、そこでは貨幣利害が土地利害を凌ぐのだが、市民は彼らの財産を何時でも他の国に移動できるから、国防の主体たるべき市民が防衛意識において希薄にならざるをえず、したがって安定したコモンウェルスを望めない、と考えるのである。

以上のように財産（土地）の所有状況に応じて統治形態が定められるべきだとすれば、次にオセアナ（イングランド）の土地の所有状況を分析すれば、おのずとあるべき統治の形態が明らかになってくる。そこでハリン

トンは、イギリスの歴史を振り返り、当時のイングランドを、この段階の最終局面と看なし、理想的な共和制に立ち返るべき時代として位置付ける。すなわち、彼は、ヘンリーVII世以降において初めて民衆が土地を所有し、政治権力の座に登つてくるとみなす。ヘンリーVII世が定住法や土地譲渡法によって貴族階級の力を抑制したため、彼らは徐々に力を失い、今では「土地の大部分をヨーマン層すなわち中産階級の手中に引き渡すこととなつた」⁷。これに加えて、ヘンリーVIII世の修道院解体が「勤勉な民衆に極めて莫大な餉食を提供した」⁸から、コモンウェルスのバランスは、極めて明白に民衆の側に傾いた。こうして民衆は封建的隸属から解放されるとともに、他方で貴族階級は抑制され次第に力を失ってきた。従って国王は、貴族院よりも庶民院を頼るようになってきた。ハリントンにとっては、このことは近年のイングランドの統治において、決定的な比重転換をもたらす事態である。

こうしてハリントンは、今日では土地所有のバランスが国王や貴族から庶民に移ってしまったのだと判断する。この結果、彼ら庶民が認識しているがいまいが、コモンウェルスは、すでに彼らの掌中にある。⁹したがって、「イギリスが共和制へ進むということは、確実であり、かつ自然である。」¹⁰だから、逆に庶民中心の統治形態である共和制が導入されないかぎりは、統治の安定は期待できないことになる。ピューリタン革命（内乱）がこうした社会組織の変化に根ざしている以上、統治制度が経済的現実と一致するまで、政治の安定は期待しえない。そこで、この変化した社会的現実（土地所有の実態）に統治形態を合わせなければならぬ。重要なことは、土地所有の現状を明確に把握することである。これを踏まえるならば、王政の歴史的な使命の終焉、したがって共和制の必然性がおのずと認識される、ということになる。

別の観点から事態を捉えると、国王はその軍事力を貴族の軍隊に依存していたから、貴族の弱体化はおのずと国王の危機を招く。反対に、ヨーマンとジェントリ層が台頭してきた。ことにジェントリ層は、貴族とは区別されるもののその独特の能力によって、イングランドの政治を担当する階級と見なされた。この「ジェントリの勃興」に示される庶民の台頭こそ、ヨーロッパの歴史の検証やイングランドの社会状態の分析から導かれた「財産関係が権力の性格を規定する」という命題に基づいた、ハリントンによるイングランドの現状認識における特徴である。こういう意味では、勿論ハリントンの「オセアナ」は、単なるユートピアではない。¹¹ 生成してきた新興ジェントリ層は、やがて近代の政治を担う社会層に成長していくのであり、彼らと貴族を併せたジェントルマン支配が、イングランドの近代を特徴づけている。¹²

以上のような議論を伴なって、「土地所有の割合、均衡が国家の性質を決定する」という命題が主張された。この命題に立ってハリントンは、庶民を主体とする共和制の必然性を主張し、クロムウェルの統治が議会・民衆・軍隊を軽視していることを批判し、自由選挙により選ばれた議会の頻繁な開催と共和制を支える軍事の担い手を正当に評価することを要求した。次に、項を改めその具体的なコモンウェルス像を考察してみよう。

注

- (1) Oceana. p. 163, 田中訳. 236頁
- (2) Oceana. p. 161, 田中訳. 233頁
- (3) Oceana. p. 161, 田中訳. 233頁
- (4) Oceana. p. 171, 田中訳. 245頁
- (5) Oceana. p. 158, 田中訳. 230頁
- (6) Oceana. p. 158, 田中訳. 230頁
- (7) Oceana. p. 197, 田中訳. 277頁

- (8) *Oceana*. p. 198, 田中訳, 277頁
- (9) *Oceana*. pp. 201-2, 田中訳, 282頁
- (10) *The Art of Lawgiving*, in : J. G. A. Pocock, op. cit., 1977. p. 660
- (11) この論点を評価したのがトーニーであった。彼は、伝統的貴族の没落と新興ジェントリの勃興という16—17世紀にかけての社会史の観点からハリントンの歴史分析を評価し、「市民革命に先立つ1世紀半のイギリスの経済発展が政治制度に与えた結果を、分析した」(浜林訳, 前掲書; 102頁) 独創的な思想家と見なした。
- (12) 川北稔『民衆の大英帝国』(岩波書店, 1990.) 特に付論「ジェントルマン資本主義」論と帝国形成を参照せよ。また、16—17世紀に限定してはいるが、ジェントルマン支配の実態については、キース・ライトソン『イギリス社会史』(中野忠訳, リブロポート, 1991.) の第1章「人々の位階」を参照。当時豊かなヨーマンはジェントルマン(この定義自体が曖昧さを含んでいるが)の仲間入りができたのだし、社会の支配者層という意味合いでは貴族と同一範疇におさまることができた。

III バランスのとれたコモンウェルス

ハリントンの提起する具体像は、古代の知恵に基づいて考えられた「完全なコモンウェルス」の復活・再生であり、これは理論上想定される「平等なコモンウェルス」に近い。それはイングランド社会における土地所有の割合・均衡が庶民に傾いた実態を踏まえて、この均衡が崩れないよう維持する体制である。この均衡の維持は、三つの観点からなされる。¹

まず第一に、いわば外在的な財産(土地)所有のあり方であり、具体的には特定の人々への土地集中を排除するための「土地均分法」であり、これが統治の安定にとって最も基礎的な要素とされる。二番目が、精神的な徳性、公共精神の維持である。具体的には、政治的に特定の人々への権力集中を排除するための「二院制・自由選挙・くじ・ローテーションの制度」である。²そして三番目が、コモンウェルスを支える軍事力の構成である。これらの要素がうまく生かされているのが、実は混合政体であった。だか

らハリントンにとっての理想的なコモンウェルスは、平等な一般民衆のみからなる共和制ではなく、王政や貴族制のよいところを取りこんだ混合政体であり、それこそが腐敗や堕落を回避し得る政体である。³ 以下、順次これらの問題をみてみよう。

まず、現にあるイギリンドの共和制は、特にヘンリーVIII世の修道院解散を契機に、貴族階級の衰退と共に勤勉な庶民が台頭し、「コモンウェルスの均衡は、きわめて明白に、民衆の側に傾いた」結果であった。王政の土台であるべき貴族階級の衰退は、国王をして役に立たない軍隊以外に頼るものを失わせしめ、結局は政治の崩壊へと導いた。「政治の崩壊が内乱を引き起したのであって、内乱が政治の崩壊を引き起したのではなかった。」⁴ 事態の変化が、こうした客観的な状況変化に基づくものであったから、ハリントンにとっては「共和制」への歩みは必然的なものと思われた。

その場合、財産における均衡が民衆の側に傾いたというのは、ハリントンにとっては単に財産上の問題にとどまらない。つまり、「王政から民主政へと移行する場合の均衡は、貴族階級の奢侈をやめさせ、民衆を富ませることにより、政治をより私的な利益からより公共の利益へと向けることになる…中略…これは、正義と正しい理性へと一層接近することであり、民衆も同様な変化をたどる結果、彼らにとっては…中略…道徳上の改善が必然的に招来されることになる」⁵。こうして、奢侈の代わりに節制が、隸従の代わりに自由が導かれるのである。

ところで、多数者が統治に参加する体制は民主主義であり、個人の恣意的な判断や行動によるのではないはずだが、現にあるクロムウェルによる統治は多数者による民主的な選挙で選ばれた議会を無視し、したがって私的個人の利益を促進するものとみなされたから否定されねばならなかつた。民主主義的な統治が実現・継続されるには、少数者の利益を追求する「人

の支配」=個人の独裁ではなく、多数者の利益を追求する「法の支配」が行使されねばならない。その法の具体的なものが、多数者に土地を均等に配分するための「法」である。ハリントンはオシアナの置かれた状況をヴェネチアと類比し、土地所有のバランスを実現すること、つまり農家を一定水準で維持しておくことを考えた。土地の平等な配分は、土地所有を根拠として政治参加する者からなる、平等なコモンウェルスの基礎である。それゆえ「少数者、ないし貴族階級に属する一人、ないし何人かが、その土地所有によって、民衆全体よりも強大な勢力を持つに至ることのないように土地を配分することにより、土地所有のバランスを確立し維持するような永久法」⁶が、是非とも必要なのである。

その内容は、ある限度内で長子相続制を廃止し、年二千ポンド以上の収入のある土地の所有者に対しては、基本的にそれを子供達に平等に分割することを要求し、娘達には千五百ポンド以上の収入のある土地を結婚の時に持参し、あるいは受取ることを禁止し、またその収入が年二千ポンドを超える者は、誰も土地を新たに買うことを禁止するという規則であった。⁷これによって彼は、土地所有の均衡を保つことを考えた。だが、土地均分法によって土地=財産の平等性が確保されたとしても、これだけで安定した統治が可能なのではない。なぜなら、これらは経済的な利益が、少数者にオーバー・バランスにならないようにするために方策に過ぎない。

そこで次に取上げるのが、政治的なレヴェルでのオーバー・バランスの回避策である。それは、どうしたら特定の人の利益ではなく、人々の共通の利益=公共の福祉が実現されるかの問題であった。それらには、統治の原理の問題と具体的な政治の方法という二つの問題領域がある。まず統治の原理に関しては、先に見た財産問題…これは財産に属する善の問題とされ「権力」の基礎をなす物質的条件のバランス問題である…の他に、精神

に属する善として知恵・分別・勇気等といったものが指摘され、これが「権威」をうむとされる。これは政治における腐敗を回避し、人類の利益を実現する「理性」の問題である。ハリントンによれば、人間の魂は、惡一懺悔・輕蔑に導く情念と、德一名誉・権威に導く理性とからなるが、都市や国家の魂は統治であるから、コモンウェルスにおける討議によって理性が現れてくるとするならば、それは徳性に違いない。その具体的な姿は、法である。だから徳性が法であるとすれば、その権力は権威であるということになる。同様に、人間の自由は理性の支配の下にあるとすれば、理性の欠如は彼を情念の奴隸へと陥れる。また、コモンウェルスの自由は法の支配にあるのだから、法の欠如はコモンウェルスを専制者の恣意に委ねることを意味する。

で、情念は惡や罪につながるものであるから、政治は理性によって導かなければならぬ。情念ではなく理性に従って議論・決定がなされなければならない。それがうまく導かれるのは、以下のような理由による。ハリントンによれば理性とは利害を意味するから、私人の理性は私人の利益、国家の理性は統治者の利益、そして人類の理性は人類の利益を意味する。しかもこれら三者を、彼は発展的に捉え、一人よりも少数、少数よりも多数の理性が、言い換えば一人よりも國家の、国家よりも人類の理性=利益がより正しい理性=利益であると見なす。この観点からすれば、当然、君主制や貴族制よりも共和制が優れているとされる。⁸ だが、人々はともすれば個人的利害によって誘導されるから、具体的な政治レベルでは、これを避ける方策が必要となる。そのための具体策が「二院制・自由選挙・くじ・ローテーション」等である。つまり、たとえ個人的利害が手近かにあっても、共通の利益や権利を優先させるような秩序が確立される方法があれば、この事態は避けられ得る。それは、ハリントンの事例では、丁度、

ケーキ好きな二人の少女が、一つのケーキを公平に分ける方法に似ている。つまり、一人がケーキを半分に切り、他の一人が先に選ぶという方法である。⁹

これを政治制度として具体化すると、次のようなものであった。まず、民主的な立法部の構築について、全国を150の地区に分け、The Senate(上院)と The People(下院)の代表を選ぶ。このうち、前者は多数者の理性という認識と矛盾するが、優れた能力を持つ人々の集まりであり、法案や政策を提案し、後者はそれ以外の者の集まりであり、議決する権限のみを与えられる。したがってこのような権限の分割は、事実上ジェントルマンの能力を容認した上での私的利害の集中の排除である。また、立法部とは別に、執行部としての行政府を作ることによって、立法権と行政権の癒着による様々な弊害を回避できる。のみならず立法権について言えば、これら二院の代表者の決定は、各選挙区でのくじによるし、任期の2年を勤めると再選は無く交替する、という徹底した民主主義的な制度であった。¹⁰ 大衆の選挙で選ばれた議員による頻繁な議会の開催は、常備的な貴族制の成長の阻止、腐敗や軋轢の防止、立法権と執行権の同一人への集中を阻止することになる。¹¹ こうした「くじとローテーション」によって権力の集中という「腐敗」を回避する。まさに「国家を進展させる生命の新鮮さは、循環によって生ずる。身体の血液が循環し、心臓を通して吸上げられることによって澱みなくされる様に、循環は社会の個々のメンバーが共和国の政治にそれぞれの役割をうけもつことを保証する」¹²のである。ハーリントンはこうして、公共的利益の実現の現実的根拠を、これら「二院制、自由選挙、くじ、ローテーション」¹³に求めた。

三番目が、共和制を担う軍事力の問題であった。これは、元々「権力は、『幾何学』によって空中にぶら下げられた抽象物ではなく、軍事力に基づ

くものであり、軍事力の後ろにはそれをささえる経済制度がある」¹⁴ というホップズ批判に関連する論点である。ハリントンによれば、上述したように国家権力を歴史的に見れば、例えば王政は国王の軍隊と彼に従う貴族の保有する軍隊によって支えられてきた。だから王政にとって貴族の存在は不可欠であったにも拘らず、イングランドでは貴族の勢力を弱体化させたから、傭兵に頼らざるを得なくなった。傭兵は、その忠誠心に問題があるのみならず、その費用はやがて王室財政の逼迫をもたらし、王政破綻の一因となった。また、共和制では、その軍事力は常備軍ではなく、民兵制に依ることになる。後に見るよう、「軍事を担う自由で平等な人々」からなるこの軍隊は、独立した所有者、自由保有者、ジェントリからなり、彼らは財産の保有高に応じて歩兵・騎兵・士官に、配置（バランス）される。¹⁵

以上三点に亘る議論において、ハリントンはコモンウェルスのバランス維持論を展開する。平等な土地均分法に基づき、上部構造としての三つの機関、審議と提議をする The Senate (上院)、議決する The People (下院)、人々の投票札による投票での平等な官職輪番制に従って執行する行政部を持つ。これは、一種の混合政体であり、多くの共和主義者の唱えたものであって、この制度によって一部の集団の利益誘導や構造汚職は排除されるはずである。¹⁶

この議論は一面でイギリス社会の歴史分析を踏まえたものであるが、多面ではそれはハリントンによるるべきコモンウェルスという理想像、つまりオシアナという姿を借りたユートピアであった。その意味で、ハリントンの議論は現実社会の構造分析としては弱い側面を持っていることを指摘しておかねばならない。¹⁷ むしろハリントン思想の特質は、政治法則の確実な知識に基づいた行動は人類の目標を推進するという確信にあった、と解釈すべきであろう。¹⁸ その場合上で見たように、コモンウェルスの統治主

体としては、財産保有高・精神的な能力・軍事を担う主体として、そのメンバーの中に明らかに能力の異なる階層が想定されている。ハリントンがジェントルマンに注目するのはまさにこの点である。次にこの点を項を改め考察してみよう。

注

- (1) この均衡論は、マキャヴェリ批判の論点を含むものである。この点については、cf. F. Raab, *The English Face of Machiavelli*. 1965. p. 190
- (2) H. F. Russel = Smith は、*Harrington and his Oceana*.において、ハリントンの政治理論の基礎的な命題として、①土地所有の比率、および②四つの機構的手段…パロット、間接選挙、ローテーション、二院制…を挙げている。(p. 23.)しかし、共和主義者としてのハリントンの主張は、共和制を支える公共精神と軍事の主体を抜きには成立しない。
- (3) cf. W. H. Greenleaf, *Order, Empiricism and Politics*. 1964. p. 244.
- (4) *Oceana*. p. 198. 田中訳. 278頁
- (5) *Oceana*. p. 202. 田中訳. 283頁
- (6) *Oceana*. p. 181. 田中訳. 257頁
- (7) *The Art of Lawgiving*, in : J. G. A. Pocock, op. cit., 1977. p. 664
- (8) *Oceana*. pp. 171-2. 田中訳. 245-6 頁参照、なぜかハリントンはここでフッカーやグロチウスを引用し、自然法、共通の権利、共通の利益に言及し、これが個人や部分の利益に優先するものであることを説いている。
- (9) *Oceana*. p. 172. 田中訳. 246頁
- (10) 同様に、官職の在職期間が長引くことは、コモンウェルスの生命を損ねるものである。*Oceana*. p. 181, 田中訳. 257頁
- (11) *The Political Works of James Harrington*. in: P. G. A. Pocock, 1977. p. 36
- (12) G. P. グーチ『イギリス政治思想 I』(岩波書店, 1952.) 84頁.
- (13) Max Thompson, 'James Harrington; in'. *History Today*. vol. 2, no. 6, June 1952. pp. 406-411.
- (14) トーニー「ハリントンの時代解釈」(所収: 浜林正夫訳『ジェントリの勃興』未来社. 1957.) 111-2 頁
- (15) 歩兵と騎兵(年収 100ポンド以上の土地、財、貨幣を有する者)といった財産に応じた区別がなされている。cf. *The Art of Lawgiving*, in : J. G. A. Pocock, op. cit., 1977. p. 666.
- (16) *Oceana*. p. 181. 田中訳. 258頁

(17) cf. J. C. D. Clark, *Revolution and Rebellion*. 1986. p. 3

(18) cf. C. Blitzer, *An Immortal Commonwealth*. 1970 (orig. 1960) intro., p. xiv.

VI ジェントルマンの特別な機能について

以上がハーリントンの土地所有の均衡が庶民に傾いたことを踏まえての、土地や政治権力の公平な配分と維持、および腐敗回避の諸施策である。これらの議論において、ハーリントンはジェントルマン（ここでは貴族とジェントリを併せた概念として使用する）のみに特有な才能、彼らの特別な機能を想定している。そこで、それらの論点を拾いあげ考察してみよう。

ハーリントンは、先に見たように理想のコモンウェルスにおいては、庶民への均衡の傾斜という状態を前提として、どの階級にもオーバー・バランスにならない体制を考えていた。しかも彼は、大土地所有者としてのジェントルマンの存在を否定していたのではない。彼は一方で、確かに「もしもジェントルマン達があまりに多すぎると、一般庶民の質も低下してくる」とか、「彼らが増大すると、一般庶民（コモンサブジェクト）をしだいに小作人や卑しい気力の失せた農業労務者になりさせ」¹てしまうし、「民衆政体に釣り合わぬ程勢力のある貴族階級やジェントリの存在は、民衆政体には全く有害で、その滅亡の原因となる」²と言う。だが、他方で、貴族やジェントリの存在は、必ずしも民衆の利益と対立するものではないし、その均衡を失わしめない程の貴族階級やジェントリならば、逆に民衆政体の生命や根幹足り得るし、「ジェントリなしの民衆だけでの、あるいは民衆なしのジェントリだけでの」コモンウェルスは成り立ち得ない、と書いている。³

この点は、例えば土地保有の制限に関しても事実上ジェントルマンの存

在を容認することになっている。例えば先に見たように、土地均分法による規制に関して上限年収二千ポンドというのは、いかにも大きな数字であり、こうした数字を認めること自体、貴族やジェントリの利益を擁護する主張である。

また、提議と審議の二院制の主張においては、20人の内6人は能力的に優れた人々であるといった想定に見られるように、社会のメンバーを二分し、優れた能力を持つものに提案権を委ねるという発想があり、これの優れた能力の保有者として、ジェントルマンを想定している。つまり、貴族やジェントリは土地保有という経済的な条件ではなく、彼らの教育と公共精神によって彼らの国家における地位を獲得させる。つまり、先に述べた統治の二原理…財産に関する善と精神に関する善…の内、後者にかかわる論点である。具体的には、「ザ・セネイト」で示される優れた人々の「知恵」である。実は、この優れた人々こそ「ジェントルマン」であり、彼らの教育と教養=公共精神をハリントンは高く評価する。ジェントルマンはここでは、土地保有者としてではなく、彼らの教育と教養、公共精神によって社会の指導的地位に就くのである。⁴

更に決定的なことは、軍隊を巡る問題である。人類の歴史と経験から考察すれば、コモンウェルス=国家は「抽象物」ではなく、それは「軍隊」という胃袋を持った存在である。この意味で、国家権力の発生の基礎を人間一般の分析に求めたホップズに対し、ハリントンは人類の経験=歴史を考察し、国家の諸形態を比較し、あるべき国家の姿を導き出すという方法において、対照的であった。「ホップズは国家の本質を、紙上の制度にではなく権力に見いだした点で正しい」が、他方「権力は、『幾何学』によって空中にぶら下げられた抽象物ではなく、軍事力にもとづくものであり、軍事力の背後にはそれを支える経済制度がある。」⁵つまり、ハリントンはホ

ップズを批判し、国家は軍事に支えられるものであり、軍事は経済力によって支えられるものであることを明確にした。いいかえれば、彼にとっては土地所有が政治権力の基礎であると言う時には、同時に土地所有者が軍事力の担い手でもあるという古典的な思想を継承していることを意味する。

この点は歴史的にみても、王政では傭兵制が、貴族制では貴族の保有する軍隊が主力であったと同様に、共和制では市民兵が主力となるはずである。だから当然、彼の考える土地所有は、所有者自身が耕作にあたる体制が望ましい。なぜなら土地を持った市民は自らの土地を守るために戦う兵士であり、しかも彼らは誰かに命令されるのではなく、自らの利益のために主体的に参加する兵士である。この主体性は、誰かに雇われたり、養われたりすることなく、自らの生活の糧を自らが作り出す時、最も高度な防衛意識を持つ存在となることによって維持・再生産される。つまり、土地所有者＝耕作者であると同時に市民兵として戦う主体であるとき、最も望ましい市民精神が発揮される。こうして自由な土地保有者の階級が登場すると、彼らは市民兵たり得るのであり、市民は兵士として軍事を担うとともに、政治的主体たり得るのである。

この点については、ヴェネチアにおけるような貨幣＝動産の保有者としての市民ではなく、土地＝不動産の保有者としての市民が重要である。なぜならハリントンは、古代ローマや近世ヴェネチアの分析を通して、経験的に貨幣＝動産を中心とする国家は、安易に傭兵に頼り、逆に土地所有者こそが公共の利益を最も容易く身に付けることができる所以であり、したがって最も適切な政治・軍事の担い手たることを明確にしたのであった。又、論理的にも土地＝不動産はその土地と離れることができず、したがって容易く国家意識に繋るが、他方貨幣＝動産は容易く国境を越えて持ち運びができるから、特定の国家の利害と結び付き難く、したがってその保有者は

市民兵としては弱い。「軍隊は、単に歴史上不可避の権威であるのみならず、また共和国の市民的自由と人格にとって不可欠の土台をなすものである」⁶と。しかもその場合、ハリントンは、兵卒だけでは良い軍隊は維持できない、と言う。なぜなら、強い軍隊は優れた士官に指揮されるものであるから。

こうして軍隊におけるジェントリの積極的機能が説かれる。かつて中世のゴシック・バランスにおいては、封土（feudum）を中心に、貴族（nobility）、直臣（barons）、陪臣（vavasors）が軍事を担っていた。だが、先にも見たように、ヘンリーVII世の貴族権力抑制策、ヘンリーVIII世の修道院解体により、国王が本来依拠すべき貴族階級を失ったので、「軍隊」以外に頼るもののがなくなった。しかし、この軍隊もその主力が庶民である以上は、あてにならない。

だが、ジェントルマンと民衆は「必ず対立する」ものではなく、寧ろ両者は相互に依存する性格を有している。それは丁度、軍隊が「士官階級なしの兵卒だけ」、あるいは「兵卒なしの士官階級だけ」ではなり立ち得ないのと同じである。⁷もし、「民衆を制御するような貴族階級がいない場合には、彼らは怠惰となり、世の中や自由という公共の利益をかえり見なくなる。この点、ローマの民衆でさえジェントルマンがいなければそうなったことであろう。それゆえ、民衆に平和時には彼らの目の明りとして、戦時には彼らの軍隊の勝利の記念碑として、ジェントリを抱擁させるがよい」⁸と言う。こうしてハリントンは、共和制においても、平時には、庶民を導く知識と教養を身に付けた階級として、また戦時には兵卒を指揮する士官としてジェントルマンの重要性を強調する。⁹

このような認識からすれば、民衆の側に傾いたバランスを尊重しながら、統治が行なわれるべきだが、それは決してジェントリを完全に排除してし

まうのではなく、彼らが民衆の所有に比べて持ちすぎないようにする、というのがその要点であった。ことに、共和国の公共的利益を実現する主体として、教養・教育あるジェントルマンの公共精神と、軍隊が兵卒のみならず士官も必要とするという観点からすれば、「ジェントルマンと庶民とのバランス」こそが重要であった。この点を以下見よう。

「土地所有のバランスが庶民に移動したこと」=「共和制への必然的歩み」という命題は実は、「国家は軍隊なしでは現実性を持たない」という命題を不可欠としており、だから国王を支える有力な貴族がいなくなつた今、国王は貴族の私的軍事力に頼ることはできないけれども、なんらかの「軍隊」に頼るしかない。だが、その軍隊の主力は今や、かつては彼の従者であった平民の保有物なのである。だから彼らは今や、彼らの望む統治を課する自由を持っているのだ。オシアナは、「今やプロパティの大衆的分配を持つており、大衆的統治は人民の中での徳性を確保するために必要な一つの事柄である」¹⁰。但し、少数者の知恵という留保つきで。これは古い貴族の復活ではないにしても。ハリントンにとってヨーマンの意義は、彼らが資本主義的な活動を担うか担わないかといいたことではなく、彼らが最早封建領主に依存しない自由な「歩兵」であるという、ただ一点にある。

「軍事を担う自由で平等な人々」とは、独立した所有者、自由保有者、ジェントリであり、彼らは軍隊を構成し、又彼らにより選ばれた議会の継続的な開催を要求したのであった。その場合、彼には常備軍の概念はなく、民兵制度がある。しかもハリントンには、次のような三種類の区分がある。
①政治的権利を有する freemen or citizens と持たない servants, ②若者と年長者（30歳以上の市民が政治的権利を有する）③歩兵と騎兵（年収 100 ポンド以上の土地、財、貨幣を有する）である。「人々の天性の指導者は、ジェントリの中に見い出されるべきである。」¹¹こうして、ハリントンの共

和制とはジェントルマンと庶民とのバランスの上にたつものである。

ハーリントンの完全なコモンウェルスは、従って議会がクロムエルの時代のように、反対派を追い出して独裁体制を敷くのではなく、国王・貴族・庶民が政治権力を適当に分有する体制であった、と思われる。その意味では、共和制と国王の存在は必ずしも相互に排除しあうような地位に置かれてはいなかった、と考えられる。概してこの時代の共和主義者は、混合政体を主張していたから、その意味ではハーリントンもまた、この時代の思想家に共通した発想を持っていた。¹²

従来も指摘されてきたように、ハーリントンは確かに「ジェントリ」を、財産所有が貴族から庶民に傾いたという時、ジェントリを庶民の中に入れており、他方で、ジェントリの固有の機能を語る時には、貴族の有する公共精神等の特徴を共有するものとして扱っている。このような混乱は、ジェントリ層が政治を担う階級として台頭してきた時代の認識として、ハーリントンが貴族ではないけれども、庶民として政治参加しているジェントリを、嘗ては貴族固有のものとされてきた「能力」を身に付けているという認識を有していることの証拠であった。したがって、今日の観点から見れば、まさしくジェントリは（大きな資産はもつが称号を持たない庶民として）貴族ではないが、（地方の治安判事等を無給で引受ける名士として見なされているという意味では）貴族と同類なのであるから、ハーリントンの捉え方には、何ら矛盾はない。¹³

こうしたハーリントンの提案は、領土の可半を多数者が持つならば、統治形態は共和制でなければ政治的安定は得られないというものであるにも拘らず、従来指摘されてきたことの一つは、彼がバランスを保つための施策と考えている土地均分法によっては、事実上、市民の1%に全領土を保有させることを想定しているのではないか、というものである。¹⁴この点は、

単なる数字の問題であるから現実の問題とはずれる可能性が常にあるから、致命的な欠陥ではないという解釈も可能である。この場合、ハリントンをあくまで民主主義的な共和主義者として見なしたいという観点が含まれている。だが、この点は上で見たように、特にイングランドの伝統的価値観・公共精神・統率者の能力を身に付けていたジェントリの固有な機能の強調、またレヴェラーズとは違って全人民に平等な能力と所有を想定していたのではない、ハリントン思想の特徴を思い浮べれば、比較的少数の者に土地所有が集まるのも道理であろう。但し、問題は彼らが持ちすぎないことである。彼らの支配者としてのモラルが、イングランドを腐敗から守るに違いないという解釈も可能である。

つぎに、彼の考え方の最大の問題点とされるのは、「古典的な共和主義者の考え方そのままに、当時のイギリス社会を古代の諸カタゴリーの中に読み込み、土地所有者＝軍事力の担い手＝政治主体として単純化してしまい、商業や金融を中心とする資本主義的発展の現実とのギャップを埋めることができなかった点」¹⁵である。これについても、彼の思想を（貴族や）ジェントリの固有な機能の肯定的な評価という流れの中で解釈しなおすならば、寧ろ当然の事柄であろう。この流れの本流に位置する限りは、土地所有者は国家権力の存在が彼らの土地所有権に直結しているが故に、共和制擁護者としてイングランドの統治を担当すべき存在なのであって、逆に商業や金融に携わる者達は彼らの利益が国境を越えて存在しそうが故に、決して統治者として相応しい存在ではないのである。その反証がヴェネチアやオランダの事例に関する彼の歴史的な省察である。だからこそ前者は民兵制＝直接の軍事の担い手になり、後者では傭兵制を採用した。この意味で、彼の土地所有＝農業者を中心とするデモクラシーという主張は明快である。だから彼は「商業、金融、貿易、製造業等の発展の重要性を充分に認識す

ることができなかつた」のではなく、イングランドに伝統的な土地所有を中心として歴史を捉え、それを根柢に現にある共和制の必然性とそれを担う公共精神と軍事力（民兵制）を提起したのであった。

その後のネオ・ハリントン主義者がパトロネジと称される利害関係＝宮廷にたいし、地方の価値を提唱することによって対抗したのだが、今日から見れば、ハリントン理論の特徴は、伝統的なジェントルマンの価値観と精神的な善とを結び付け、彼らの理性的な能力を評価するとともに、これに彼らの軍事的能力を結び付けることにより、彼の時代の各層のバランスをとる理論であった。このような意味で、ハリントン思想はフィレンツェとアメリカを媒介する一般性を有していたのみならず、ジェントルマン支配というイングランドの伝統的な社会構成を受容した理論的性格を保有していたのであった。

こうしてハリントンの理論を要約すれば、次のように言うことができるであろう。まず、ハリントンが政治体制を評価する場合の原理は、ヴェネチア共和国の創立者のそれであり、力の均衡の原理である。このバランス論からすれば、理想とされる政治体制は、王政・貴族政・民主政の良いところを取り入れた、混合政体である。そしてバランスされる力とは、人間にとて外面向的な財産と内面向的な精神とによる。前者に基づいて富や権力（支配権）が規定され、後者に基づいて徳や権威が規定される。そして、財産の所有状況は庶民にオーバー・バランスしているのだが、その要件を侵害しない限りにおいて、ジェントルマン的大所有が認められている。また、政治上の指導性の発揮や公共性の実践においては、ジェントルマンの固有な能力が評価される。さらに、共和制を支える軍事的主体としては、寧ろジェントルマンの独特の能力が強調され、士官として位置付けされる。こうした論点を総括すれば、ハリントンの思想は、その古典的な共和主義

の概念にも拘らず、イングランドの伝統的社會構成であるジェントルマン支配に、うまく照応するように作られていると解釈され得る。こうしてわれわれは、ハリントン思想の中にイングランドの伝統に根ざした性格を見いだしうるのである。このように解釈することにより、君主制崩壊を前にしての、プロテクトレート政治への批判をイングランドの土壤で展開したハリントンの共和主義思想の特徴が明確になってくるのである。

注

- (1) *Oceana*, p. 157, 田中訳, 229頁
- (2) *Ibid.*, pp. 166-7, 田中訳, 240頁.
- (3) *Ibid.*, p. 183, 田中訳, 260頁.
- (4) *Ibid.*
- (5) R. H. トニー「ハリントンの時代解釈」(浜林正夫訳『ジェントリの勃興』未来社, 1957.) 112頁
- (6) Pocock, Intro., p. 42. in; 'Oceana'. 1977.
- (7) *Oceana*, p. 183, 田中訳, 260頁.
- (8) *Ibid.*, 田中訳, 261頁.
- (9) この点は歴史の中で根強く残っている。例えば小池滋『英國流立身出世と教育』(岩波書店, 1992) では、ナポレオンを敗ったウェーリントン公爵が当時の一般常識として、「上流階級の子弟のみが士官になる, ということを当然の前提として考えていた」(同書, 34頁) としている。
- (10) Pocock, Intro. p. 51. in; 'Oceana'. 1977.
- (11) Max Thompson, 'James Harrington', in; *History Today*. vol. 2, no. 6, June 1952, pp. 406-411.
- (12) イギリスの共和主義者は、概して自由で平等な個人からなる純粋な共和制ではなく、混合政体を主張した。この点に関して「共和主義の理論の貧困こそ、イギリス民主主義の基本性格を指示するもの」(原田剛『西洋政治思想史』有斐閣, 1958. 197頁) という指摘は妥当する。だが、このことは逆に言えば、イングランドの社會構成の伝統がジェントルマン支配にあり、彼らの発想の基底には、自然法やコモン・ローの概念があった、ということの証左であろう。ハリントンのテキストではこれら自然法やコモン・ローの語彙を欠いており、政治的動物としての人間は生来の市民であることを宣告する手段として, *property* や *nature* の概念を使う。こうした発想は、伝統的なイギリスの政治思想とはかけ離れており,

それゆえ1649年以前に共和主義思想をイングランドで見出しえないのである。J. G. A. Pocock, Harrington, 1992. p. xiii を参照。

- (13) この点については、C. B. マクファーソンによる次のような指摘がある。「ハリントンはジェントリーを前者〔少数者＝貴族〕、後者〔多数者＝人民〕のいずれに含まれるかについてあいまいである。彼の分析のさまざまな段階で、彼は、彼らをある時は一方のカテゴリーに、ある時は他方のカテゴリーの中に置く。」これによつて、ハリントンは、一方でコモンウェルスの安定は、多数者に土地所有のバランスが移ることによるといながら、安定した「コモンウェルスがいったん設立されると、市民の1パーセントに全ての土地を獲得させうるであろう法律は」…土地所有のバランスを維持することによって…「コモンウェルスの所有的基礎を安全にする」とされるから、コモンウェルス樹立の多数者所有原理が、その維持原理たる少数者所有によって事実上、廃棄されていると批判している。しかも、マクファーソンは、この矛盾を、「ハリントンは1656年におけるジェントリーの土地所有が全土の半分以下であると考えたのであって、そういう仮定の上にジェントリー指導のコモンウェルスという彼の主張を基礎づけたということ、つまり、彼はイギリスの17世紀の社会のブルジョア的性質を十二分に見抜いて、当時存在しておりかつ自余の人民が望んでいるブルジョア的社会秩序を、ジェントリーが受け入れかつ支持し、しかも常にそうしようと欲していると仮定したということ、そしてこの仮定は彼の政治思想全体に本質的であった」と論じている。『政治的個人主義の政治理論』(藤野涉他訳、合同出版、1980.) 183-4頁。

しかし、ジェントリー自身が庶民であると同時にジェントルマンであるという意味では、そもそも位置付けが曖昧であるということは当然である。だから、庶民に土地所有のバランスが移動したという場合には、ジェントリーが含まれていても矛盾しない。また、1%という数は計算上の数であり、オシアナが「モデル」である以上本来は問題ではない。さらに、「ジェントリーの土地所有が全土の半分以下である」というくだりは、「ジェントルマン」の主導性の問題であって、社会がブルジョア的であろうが無かろうが問題ではない、と解釈すべきである。

さらに言えば、ハリントンの社会分析は土地所有者を中心とする共和制モデルの導出であつて、かりにポーコックが言うように、ブルジョア社会を捉えていたならば、共和制を担う主体としての商人や金融業者の位置付けがもっと積極的ななされている筈である。

- (14) W. H. グリーンリーフは、ハリントンが5,000人といった数ではなく、例えば50万人の投票権を持つ30歳以上の年長者と、同じく50万人の18歳から30歳までの軍役に服する若者といったように、オシアナの100万人の市民のもっと数多くの人間に所有権が拡がることを想定しており、したがつてこの数は本来問題にならないと見なしている。W. H. Greenleaf, op. cit., p. 287を参照。
- (15) 拙稿「イギリス革命期の政治社会思想」(越智保則他編『社会経済思想の展開』,

ミネルヴァ書房, 1990.) 19頁。

本稿では、ハリントンの共和主義がジェントルマン的社會というイングランド的性格をもっていることを強調している。この意味では、ハリントンの共和主義を独立した自由保有者を主体とする平等なコモンウェルスの主張である、と解釈する立場に対する批判を試みている。少なくとも、この時期のイングランドの共和主義には、ジェントルマンの評価の視点が色濃く見られているのである。この点についての、さらなる検証は今後の課題としておきたい。